改正後	改正前
［条を削る。］	（人材確保統括官） **第二条の二**　防衛大学校に、人材確保統括官一人を置く。 2　人材確保統括官は、学校長の命を受け、本科の学生（以下この章において「本科学生」という。）の人材確保に関する特定事項についての事務を総括整理する。
（防衛大学校の分科） **第二条の二**　［略］ 2～5　［略］	（防衛大学校の分科） **第二条の三**　［同上］ 2～5　［同上］
（総務課） **第五条**　総務課においては、次の事務をつかさどる。 一～四　［略］ 五　職員、本科の学生（以下この章において「本科学生」という。）並びに理工学研究科及び総合安全保障研究科の学生（以下この章において「研究科学生」という。）の人事に関すること。 六～十二　［略］	（総務課） **第五条**　総務課においては、次の事務をつかさどる。 一～四　［同上］ 五　職員、本科学生並びに理工学研究科及び総合安全保障研究科の学生（以下この章において「研究科学生」という。）の人事に関すること。 六～十二　［同上］
（学生課） **第十三条**　［略］	（学生課） **第十三条**　［同上］
（先端学術推進機構） **第十三条の二**　防衛大学校に、先端学術推進機構を置く。 2　先端学術推進機構においては、教育及び研究に関する中長期的な計画の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	［条を加える。］
（部長及び課長） **第十五条**　［略］ 2・3　［略］	（部長及び課長） **第十五条**　［同上］ 2・3　［同上］
（先端学術推進機構長） **第十五条の二**　先端学術推進機構に、機構長を置く。 2　機構長は、学校長の命を受け、機構の事務を掌理する。	［条を加える。］
（館長及び事務長） **第十五条の三**　［略］ 2・3　［略］	（館長及び事務長） **第十五条の二**　［同上］ 2・3　［同上］
（総括首席指導教官、首席指導教官及び指導教官） **第十五条の四**　［略］ 2～5　［略］	（総括首席指導教官、首席指導教官及び指導教官） **第十五条の三**　［同上］ 2～5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［同上］

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第二条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。	［同上］